第3節 経済外

総 論

2012年の世界経済情勢については、前年 に引き続き、欧州債務危機に端を発する世界 経済全体の不確実性が拭いきれない中で、中 国やインドなどの新興国の経済成長の減速や 米国における「財政の崖」への対応をめぐる 不透明感等による影響もあり、景気減速の動 きに拡がりが見られた。また、食料価格の高 騰、資源価格の高止まりなどによる不透明感 も増した。こうした不安定な経済状況の中、 新興国や開発途上国の中には保護主義的な動 きや新たな貿易ルール作りに消極的な姿勢も 見られた。日本国内では、東日本大震災から の復興が着実に進みつつある一方、円高や新 興国の需要減に伴う輸出の減少と化石燃料の 輸入の増加などにより、貿易収支が悪化し た。日本が成長を維持していくためには、保 護主義を抑止して自由貿易体制を強化してい くとともに、引き続き成長が見込まれるアジ ア太平洋地域の40億人の需要を日本の内需 と捉え、地域の活力を日本経済成長のために 取り込んでいくことが重要となっている。

欧州債務危機などの世界経済が抱える問題 に対処するためには、多国間協力を進めてい くことが重要である。5月に開催されたG8 キャンプデービッド・サミット (於:米国) では、強くまとまりのあるユーロ圏の重要性 について一致し、ギリシャがユーロ圏に残る

ことへのG8の一致した関心が示されたほか、 財政健全化と経済成長の両立の重要性につい ても議論が行われた。6月に開催されたG20 ロスカボス・サミット(於:メキシコ)で は、市場の信頼の回復や世界経済の成長に向 け、先進国と新興国が協力してG20としての 政治的約束を示す「ロスカボス行動計画」が 策定された。また、欧州債務危機の再燃防止 のため、日本はこのサミットに先立って IMF資金基盤強化への600億米ドルの融資枠 の貢献を表明するとともに、各国に対しても 具体的な貢献を呼びかけた。その結果、サ ミットの場において新興国を含む多くの国か ら具体的な貢献額の表明があり、合意形成に 大きく貢献した。

日本の成長の機会を最大化していくため に、貿易の自由化は重要である。日本は、多 角的貿易体制の信頼性を堅持すべく、保護主 義抑止に努力していくとともに、ドーハ・ラ ウンド交渉を始めとするWTOの下での交渉 に引き続き積極的に取り組み、世界全体の貿 易自由化の更なる推進に向けて関係国と協力 していく必要がある。さらに、OECDが、外 国公務員贈賄防止や投資分野などの国際的 ルールの普及を目的として行っている新興国 などとの対話活動にも引き続き貢献していく ことが求められている。

また、二国間又は地域における貿易に関 し、高いレベルの経済連携の実現に向けた取 組を引き続き強化していくことも重要であ る。11月に開催されたASEAN関連首脳会 議の際には、日中韓FTAや東アジア地域包 括的経済連携(RCEP)の交渉立上げが宣言 された。これらは、日本が交渉参加を表明し た環太平洋パートナーシップ(TPP)協定と 共に、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP) の実現に向けた地域的取組である。また、同 じく11月には、欧州委員会がEU外務理事会 において日本とのEPAについて交渉権限を 取得し、日・EU間での交渉開始に向けた環 境が整った。このほか、オーストラリア、モ ンゴル、カナダ、コロンビアとのEPA交渉 やトルコとのEPA共同研究も前進している。 日本は、FTAAPの実現に向けてアジア太平 洋経済協力 (APEC) における議論にも積極 的に貢献している。9月にロシアのウラジオ ストクで開催されたAPEC首脳会議では、 グリーン成長に実質的に貢献できる「環境物 品リスト」(54品目)に合意し、貿易自由化 への取組に新たな弾みを与えることができ た。

多くの資源を海外に依存している日本にとり、安定的な資源確保は不可欠である。特に、東日本大震災後、化石燃料への依存度が高まっており、資源国との関係強化と供給国の多角化が従来にも増して重要になっている。省エネルギー・再生可能エネルギーに関する国際的な協力やいわゆる「シェール革命」が与える影響を踏まえたエネルギー確保のための戦略作りも今後の課題となる。また、世界的な人口増加と食料不足の到来が予想される中、農業の持続的発展とそれを通じた食料価格の安定が一層重要となっている。

2012年は米国での干ばつの影響などにより、とうもろこし・大豆が市場最高値を更新した。このような状況に対し、日本は、G8、G20、APECなどの国際的枠組みにおいて、農業生産の増大とそのための責任ある形での民間農業投資の促進、生産性の向上、市場透明性の向上などの食料安全保障に関する協力を進めた。水産資源については、日本は、責任ある漁業国として、マグロ類資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主導するなど、地域漁業管理機関を通じた国際的な漁業資源の保存・管理を積極的に進めている。7月には「北太平洋漁業資源保存条約」への署名を行った。

日本国内の人口減少に伴って内需が低迷す る中、日本経済の活力を維持していくには、 海外の成長を日本の成長につなげていくこと がこれまで以上に重要となっている。このた め、外務省では、日本企業の海外展開を積極 的に支援している。また、海外における日本 企業のビジネスを後押しするため、経済活動 の環境整備のための法的枠組みである投資協 定、租税条約、社会保障協定の締結を積極的 に推進している。さらに、全ての在外公館に 「日本企業支援窓口」を設置し、各種の情報 提供や相手国政府・関係機関への働きかけ、 在外公館施設などを活用した日本製品PR、 日本ブランドの発信や知的財産保護のための 取組などを行っている。知的財産保護につい ては、日本は、10月に「偽造品の取引の防 止に関する協定」(ACTA) の受諾書を寄託 し、同協定の最初の締約国となった。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子 力発電所事故を受け、引き続き多くの国が日 本産品に対する輸入規制を課しており、被災 地復興の妨げの1つとなっている。外務省で は、関係省庁・機関と緊密に協力・連携し、 諸外国の政府や国際機関に対し、日本国内に おける検査体制の強化や出荷制限などの最新 状況について正確で迅速な情報提供と規制の 緩和や撤廃の働きかけを行っている。こうし た取組の結果、2011年中に規制を解除した カナダ、チリなどに加え、2012年にはメキ

シコ、ペルー、ニュージーランドなどが規制 を全面的に解除し、EUもこれまでの規制を 大幅に緩和した。引き続き、こうした取組を 更に強化し、中小企業を含めた日本企業の海 外でのビジネス展開やインフラの海外輸出、 農林水産物の輸出促進に向けて積極的な支援 を行っていくことが重要である。

論 各

日本経済再生に向けた取組

(1)経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)交渉の推進

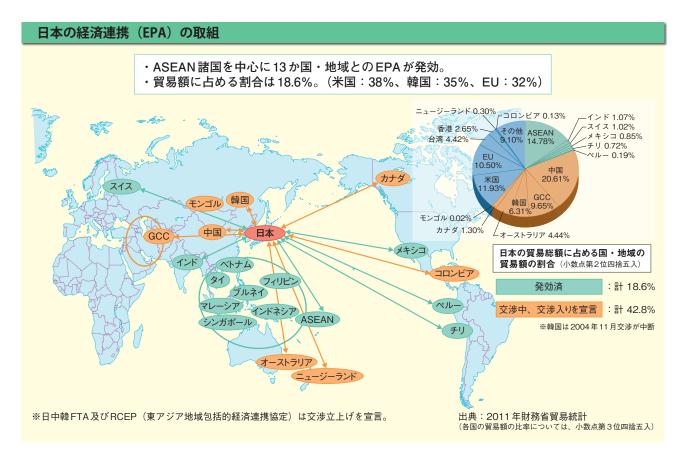
EPA及びFTAには、物品の関税やサービ ス貿易の障壁などを削減・撤廃し、投資の保 護・促進やビジネス環境の整備などを行うこ とを通じて、海外の成長市場の活力を日本の 成長に取り込み、日本の経済的繁栄の基盤を 強化する効果がある。日本は、アジア太平洋 諸国を始め、世界の国々との間でEPA及び FTAの交渉を積極的に推進し、2012年3月 に、日・ペルーEPAが発効するなどこれま でに13の国・地域との間でEPA・FTAを締 結してきた。

2012年12月には安倍内閣が発足し、自由 民主党・公明党連立政権合意において「FTA、 EPAをはじめ自由貿易をこれまで以上に推 進するとともに、TPP協定については、国 益にかなう最善の道を求めていく」と明記さ れた。また、安倍総理大臣は、2013年2月の 第183回国会における施政方針演説において、 「アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州 などとの経済連携を、戦略的に推進します。 我が国の外交力を駆使して、守るべきものは 守り、国益にかなう経済連携を進めます。」

と述べた。

具体的には、2012年には、日・オースト ラリアEPA交渉などの取組を推進するとと もに、日・モンゴルEPA、日・カナダEPA、 日・コロンビアEPAの交渉を新たに開始し た。また、11月には日EU・EPAの交渉開始 に必要なEU内部での手続きが完了し、交渉 開始に向けた環境が整った。

日本が実現を目指しているアジア太平洋自 由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で既 に交渉が開始されているTPP協定について は、2013年3月に安倍総理大臣が交渉参加を 表明したことを受け、可能な限り早期に交渉 に参加した上で、強い交渉力をもって、国益 を最大限に実現するよう全力を尽くす考えで ある。また、2012年11月に開催された ASEAN関連首脳会議の際には、同じく FTAAPの実現に寄与する重要な地域的な取 組である日中韓FTA及び東アジア地域包括 的経済連携(RCEP)の交渉立上げについて 関係国との間で合意した。



7 2012年以降に発効したEPA(ペルー)

日本と歴史的にも関係の深い中南米の主要 国であるペルーとは、同国の強い要望も踏ま え、2009年4月の日・ペルー首脳電話会談で EPA交渉の開始を決定した。2010年11月ま でに7回の正式会合と中間会合が開催され、 2010年11月、横浜APECの際の日・ペルー 首脳会談において、両首脳間でEPAの交渉 完了に関する共同声明の署名が行われた。同 EPAは、2011年5月に署名がなされ、2012 年3月に発効した。

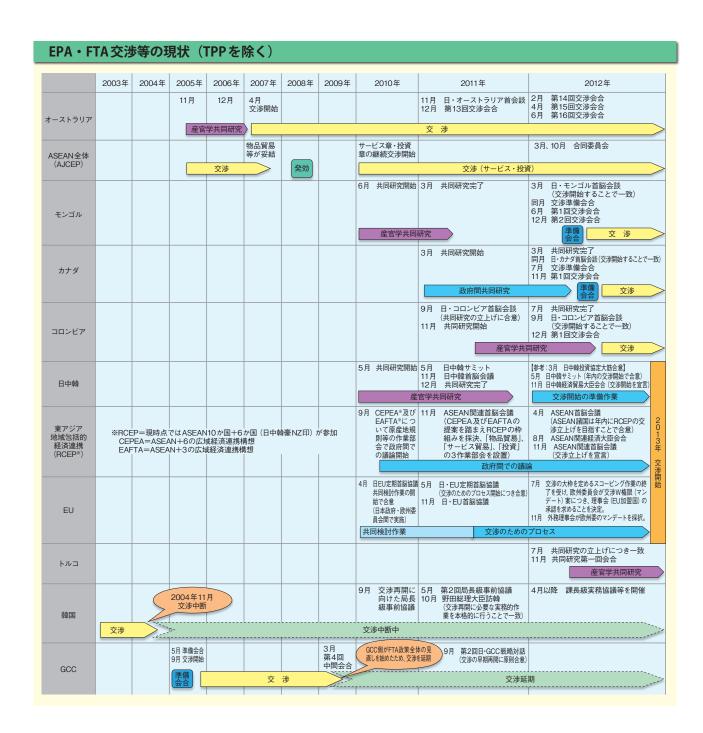
日本の隣国であり、貿易・投資を含む経済の相互依存関係が強い韓国とのEPAは、両国に安定的な経済枠組みを提供し、将来にわ

たり両国に利益をもたらすとの考えに基づき、2003年12月に交渉を開始し、その後、2004年11月以降交渉が中断しているが、2008年4月の日韓首脳会談で日韓EPAの重要性について一致した。これ以降累次の首脳会談や外相会談におけるやり取りを踏まえ、局長級、審議官級などによる実務協議を開催した。また、2011年10月の日韓首脳会談では、日韓双方で交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことで一致し、その後、実務レベルの協議等、交渉再開に向けた調整を継続している。

(イ) 湾岸協力理事会 (GCC)

日本に対する原油・天然ガス供給国として極めて重要な位置を占めるGCC諸国との間で、より一層の経済関係強化を図る観点から、2006年9月にFTA交渉を開始した。2009年以降、GCC側の都合で交渉は延期さ

(ア)韓国



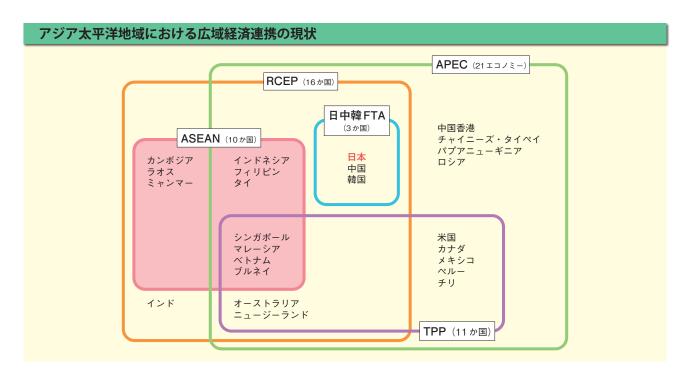
れてきたが、日本はGCC側に対し交渉の早 期再開を求めている。

(ウ) オーストラリア

エネルギーや食料の主要な供給国という経 済面のみならず、政治・安全保障の面でも密 接な関係にあるオーストラリアとは、同国か らの強い要望を踏まえ、2007年4月にEPA 交渉を開始し、2012年12月までに16回の交 渉会合を行った。

(エ) モンゴル

2010年、石炭や銅など鉱物資源の豊富な モンゴルとの間でEPA官民共同研究を立ち 上げた後、2011年3月に共同研究が終了し、 両国首脳に対しEPA交渉の早期開始を提言 する報告書を公表した。これを受け、2012 年3月の日・モンゴル首脳会談において、両 首脳は日・モンゴルEPA交渉を開始するこ とを決定した。同年6月に交渉を開始し、12 月、第2回交渉会合を実施した。



(オ) カナダ

2011年3月、日本とカナダとのEPAの可能性に関する共同研究を開始した。4回の共同研究会合を開催した後、2012年3月に共同研究報告書を発表した。その中で包括的で高いレベルのEPA交渉を開始するための十分な共通基盤を見出したと結論付けた。これを受け、同月の日・カナダ首脳会談において、両首脳は日・カナダEPA交渉を開始することで一致し、同年11月に第1回交渉会合が開催された。

(カ) コロンビア

2011年9月の日・コロンビア首脳会談でEPA共同研究の立上げにつき一致した。3回の共同研究会合を開催した後、2012年7月に共同研究報告書を発表し、両国政府ができるだけ速やかにEPA交渉を開始することを提言した。これを受け、同年9月の日・コロンビア首脳会談において、両首脳は日・コロンビアEPA交渉を開始することを決定し、同年12月に第1回交渉会合が実施された。

ヷ 共同研究など(EU、トルコ)

(ア) EU

民主主義、「法の支配」、基本的人権といっ た基本的価値を共有し、日本の主要貿易・投 資相手でもあるEUとは、2011年5月の日・ EU定期首脳協議で、日EU・EPA交渉のた めのプロセスを開始することに合意した。こ れを受け、日本政府と欧州委員会との間で、 EPA交渉の範囲などを定めるスコーピング 作業を実施し、2012年7月、欧州委員会は理 事会(EU加盟国)に対し、日EU・EPAの 交渉権限(マンデート)を同委員会に付与す るように求めた。同年11月には、EU加盟国 で構成される外務理事会が欧州委員会への交 渉権限付与を決定し、交渉開始に向けた環境 が整った。これを受け、政府は速やかな交渉 の開始に向け、欧州委員会との間で準備を進 めている。

(イ) トルコ

高い経済的潜在性を有し、開放経済を推進するトルコとは、2011年7月、玄葉外務大臣及び枝野経済産業大臣が訪日中のチャーラヤン・トルコ経済相と会談を行い、両国間で

EPAに関する共同研究を立ち上げることで 一致した。2012年11月に第1回共同研究会 合が開催された。

💶 アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向 けた道筋

FTAAPは、APEC参加国・地域間の自由 貿易圏であり、APECなどで議論されている 構想である。2010年11月のAPEC首脳会議 において、FTAAPについては、ASEAN+3、 ASEAN+6、TPP協定などの現在進行してい る地域的な取組を基礎として、更に発展させ ることにより、包括的な自由貿易協定として 追求されるべきであり、その実現に向けて具 体的措置をとっていくことで一致した。

(ア) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

TPP協定は、現在、シンガポール、ニュー ジーランド、チリ、ブルネイ、米国、オース トラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、 メキシコ及びカナダの11か国で交渉中の FTAである。2010年11月に決定した「包括 的経済連携に関する基本方針」において、 TPP協定については、情報収集を進めながら 対応していく必要があり、国内環境の整備を 早急に進めるとともに、関係国との協議を 行っていくことを決定し、情報収集を開始し た。2011年11月には、野田総理大臣は、記者 会見で、TPP協定交渉参加に向けて関係国と の協議に入ると述べるとともに、関係国との 協議を通じ、各国が日本に求めるものについ て更なる情報収集に努め、十分に国民的な議 論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、 TPP協定についての結論を得ていく旨述べた。 2012年12月には安倍内閣が発足し、自由民主 党・公明党連立政権合意において「TPPにつ いては、国益にかなう最善の道を求める一旨 が明記された。また、2013年3月15日、安倍 総理大臣は、記者会見で、TPP協定交渉に参 加する決断をしたと表明した。TPP協定につ いては、安倍総理大臣が交渉参加を表明した ことを受け、可能な限り早期に交渉に参加し た上で、強い交渉力をもって、国益を最大限 に実現するよう全力を尽くす考えである。

(イ)日中韓FTA

2003年以降、日中韓FTAに関する民間研 究が行われていたが、2009年10月の日中韓サ ミットを受け、政府関係者も参加する産官学 共同研究が立ち上げられることとなった。 2010年5月から2011年12月にかけて全7回の 共同研究会合が開催され、共同研究は完了し た。共同研究においては、日中韓FTAが三国 間の貿易・投資を促進するのみならず、幅広 い三国間協力を発展させること、さらには、 アジア太平洋地域における経済結合プロセス の進展にも寄与するとの認識で一致した。 2012年3月には共同研究報告書が公表され、 各国政府に対し、日中韓FTAの取り進め方を 決定するよう提言した。これを受け、同年5 月の日中韓サミットにおいて、三首脳は日中 韓FTAの年内の交渉開始につき一致した。交 渉開始に向けた準備作業の一環として、同年 6月から9月にかけて、3回にわたる事務レベ ル会合を開催し、実務的な協議を終了した後、 同年11月のASEAN関連首脳会議の機会に開 催された日中韓経済貿易大臣会合において、3 か国は日中韓FTA交渉の開始を宣言した。

(ウ) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)

ASEAN諸国と日中韓の計13か国による東ア ジア自由貿易圏(EAFTA)構想及びこれらに オーストラリア、ニュージーランド、インドを加 えた16か国による東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想については、2010年から政府レ ベルで検討を開始した。2011年11月、ASEAN

才 発効済みの協定

発効済みのEPAには、協定の実施の在り 方について協議する合同委員会や分野ごとの 各種小委員会に関する規定や発効から一定期 間を経た後に協定の一部又は全体の見直しを 行う規定があり、発効済みのEPAの活用を 促進するために様々な協議が続けられてい る。例えば、日・メキシコEPAは2008年か ら再協議が行われ、2011年9月には市場アク セスの更なる改善などを定める改正議定書が 署名され、2012年4月に発効した。

力 人の移動

フィリピンから、EPAに基づき看護師・介護福 祉士候補者の受入れを開始しており、2012年は インドネシアから101名(看護:29名、介護: 72名)、フィリピンから101名(看護:28名、介 護:73名)が新たに入国した。また、2012年に 実施された国家試験の結果、看護47名(イン ドネシア:34名、フィリピン:13名)、介護36 名(インドネシア:35名、フィリピン:1名)が 合格した。不合格者のうち、2008年及び2009 年に入国した候補者であって一定の条件を満た した者については、2011年3月の閣議決定に従 い、特例措置として滞在期間を1年間延長した。 さらに、2012年4月、ベトナムとの間で看 護師・介護福祉士候補者の受入れの枠組みに 係る書簡を交換した。この新しい枠組みにお いては、インドネシア及びフィリピンとは異 なり、一定の日本語能力を有する候補者に入 国・滞在が認められることとなり、同年11 月から訪日前日本語研修を実施している。

2008年にインドネシアから、また、2009年に

政府は、候補者支援のため、訪日前日本語 研修の実施、帰国後の支援や再チャレンジ支 援を行っているほか、2013年に実施される 国家試験においては、候補者が受験する試験 問題における全ての漢字へのふりがな付記や 試験時間の延長がなされる予定である。

(2) インフラ海外展開

日本がこれからも安定した経済成長を達成するためには、海外の成長を日本の成長につなげるよう、海外市場の開拓を積極的に進めていくことが不可欠である。この観点から、「新成長戦略~「元気な日本」復活のシナリ

オ〜」(2010年6月閣議決定)は、経済成長に特に貢献度が高いと考えられる国家戦略プロジェクトの一つとして、「パッケージ型インフラ海外展開³」の推進を挙げ、また、2012年7月に閣議決定された「日本再生戦略〜フ

^{3 「}新成長戦略」において、「パッケージ型インフラ海外展開」として官民連携によるインフラ事業展開を推進するとした。アジアを中心とするインフラ需要に対して、民間企業の取組を支援し、日本企業による電力、鉄道、水、道路事業などの海外でのインフラ整備について、施設建設などのハードインフラだけでなく、その事業運営に必要な設備・技術の移転、管理運営に関する人材育成などのソフトインフラ整備まで、パッケージ型で支援する考え方。

ロンティアを拓き、「共創の国」へ~」にお いては、重点施策の1つとして「パッケージ 型インフラ海外展開支援|が明記された。

政府内では「パッケージ型インフラ海外展 開関係大臣会合」が開催され、世界のインフ ラ需要を踏まえ、官民連携により水・発電・ 鉄道などの重点分野を中心に、高い技術水準 を有する日本のインフラ整備支援をパッケー ジとして海外展開していくための議論が重ね られた。2012年6月に実施した第15回大臣 会合では、「これまでの取組のレビューと今 後の促進策」について議論し、今後の政府と してのインフラ海外展開推進の指針となる 「パッケージ型インフラ海外展開促進プログ ラム」を決定したほか、「ミャンマー」、「字 宙」、「メコン」、「海洋インフラ」、「医療」、 「防災」をテーマに7回の会合が行われた。 また、総理大臣、外務大臣を始め各省政務レ ベルによるトップセールスの積極的な推進は もとより、JICA海外投融資の本格再開(2012 年10月)、外貨返済型円借款の導入(2012年

11月)、国際協力銀行(JBIC)の発足(2012 年4月)など、政府が一体となり、オール ジャパンで民間企業のインフラ海外展開を推 進する体制の整備や強化が進められている。

外務省は、インフラプロジェクトに関する 情報の収集や集約を行うとともに、IICA、 JBIC、日本貿易振興機構(JETRO) といっ た現地駐在事務所や商工会などとの連絡・調 整を行う際の窓口となるなどインフラ海外展 開に向けた支援を担当する「インフラプロ ジェクト専門官」を重点国の在外公館(海外 にある日本の大使館、総領事館など)につい て指名し、在外公館のインフラ海外展開支援 体制を拡充している(2012年12月現在、50 か国58公館126名)。2012年11月には、バー レーンにおいて日本企業の参加も得て中東・ 北アフリカ地域における「インフラプロジェ クト専門官会議」を開催したほか、日本国内 で定期的に開催される各地域別の大使会議の 場などを利用し、情報や問題意識の共有を 図っている。

(3) 経済安全保障

ア エネルギー・鉱物資源

近年、エネルギーの価格は、新興国などの エネルギー需要の増加と獲得競争の激化や、 供給国の資源ナショナリズムの台頭、中東情 勢の流動化などにより歴史的に高い水準にあ る。2012年においては、例えば、ウエスト・ テキサス・インターミディエート (WTI) 原油価格 は、欧州債務危機を中心とする世 界経済を取り巻く不確実性から一時77米ド ルまで下落したが、中東情勢の緊迫化によっ て供給支障懸念が高まり、9月半ばに99米ド ルまで再度高騰し、その後も80米ドル台後 半で推移した。一方、2012年の鉱物資源価 格については、ベースメタル(比較的取引量 の多い金属) は世界経済への影響懸念により 前年比ベースで下落傾向が続いた。レアアー ス・レアメタルについては、代替材料開発や 供給国多角化、資源国の政治経済状況などの 影響により鉱種ごとに異なる動きを見せてい る。さらに、米国を震源とするいわゆる 「シェール革命」により、米国内のガス価格 が劇的に低下し、欧州、アジアのガス価格と 乖離が生じており、ガス市場そのものを超え た影響を与えつつある。



東日本大震災及び福島第一原子力発電所の 事故の後、日本のエネルギー情勢は一変し、 発電において化石燃料の占める割合は、震災 前の6割強から約9割に達しており、貿易赤 字の大きな要因ともなっている。したがっ て、化石燃料の安定的かつ低廉な供給の確 保、再生可能エネルギーの最大限の導入や省 エネルギーの最大限の推進が、非常に重要な 課題となっている。その実現に向けて、日本 は、資源国・地域との関係強化や供給源の多 様化、多国間の国際的な連携・協調など、 様々な外交努力を行っている。

(ア) エネルギー・鉱物資源の安定供給確保

a 資源産出国との多層的な協力関係の強化、 供給元の多角化及び輸送路の安全確保

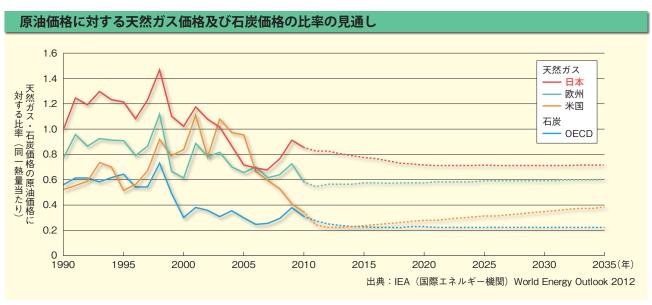
エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するために、日本は、官民双方で資源産出国に対する日常的・多面的な働きかけを行っており、首脳・外務大臣などの要人往来、ODAの活用等を通じて、産出国との多層的な協力関係の強化に取り組むとともに、資源・エネルギー供給元の多角化の推進を図っている。例えば、中東など主要な資源産出国・地域の安定などの環境整備に努めており、多角化については、オーストラリア、ロシアなどの石

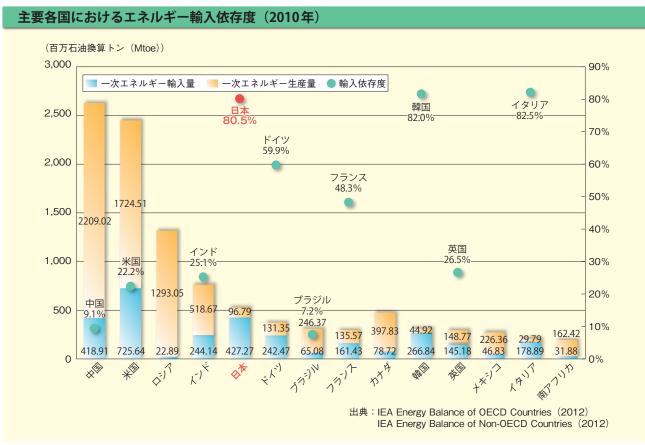
世界の地域別一次エネルギー需要の見通し



油・天然ガスの開発・生産やベトナム、イン ドなどにおけるレアアース開発に関する官民 一体の取組などを行っている。

また、原油総輸入量の約9割が通過する中東から日本までの海上輸送路やソマリア沖・アデン湾など国際的に重要な海上輸送路において、近年、海賊事案が多発していることから、航行の安全確保が重要な課題となっている。日本は、これら海上輸送路の沿岸各国に





対し、海賊の取締り能力の向上、関係国間での情報共有などの協力や航行施設の整備支援を行っているほか、ソマリア沖・アデン湾に自衛隊を派遣して世界の商船の護衛活動を実施するなど、様々な取組を行っている。

6月、第15回パッケージ型インフラ海外展 開関係大臣会合において、「資源確保戦略」 が報告された。本戦略は、「資源確保戦略」 (2008年3月28日閣議了解、外務省・経済産業省共同請議)の考え方を踏まえつつ、世界的な資源確保競争の激化、東日本大震災以降の化石燃料の調達コスト増大など、資源をめぐる国内外の厳しい情勢に鑑み、現在の資源確保の現状や今後の見通しを改めて分析し、日本の官民の持つリソースを最大限いかすために策定された。また、2013年2月、エネル

ギー・鉱物資源の獲得及び安定供給に関して 重点的に取り組むため、在外公館の体制強化 を図ることを目的とし、計50か国55公館に 「エネルギー・鉱物資源専門官」を指名した。

b 資源・エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力の推進

原油価格の安定化に向けた良好な市場環境 形成のための国際的な連携・協力の取組として、日本は、3月にクウェートで開催された 国際エネルギー・フォーラム(IEF)第13回 閣僚級会合に参加した。「対話を通じた世界 規模のエネルギー安全保障」をテーマに議論 し、エネルギー市場における透明性の更なる 向上、地域的な枠組みでの対話の促進の重要 性などを確認した。

天然ガス価格に関しては、日本は、9月に東京で液化天然ガス(LNG)の生産国・消費国双方の官民が集う世界初の国際会議「LNG産消会議」(経済産業省及びアジア太平洋エネルギー研究センター(APERC)主催)を開催し、LNGの長期需給見通し、合理的な価格の方策を含む取引市場の透明化などについて議論した。

エネルギーの安定的供給に向けた国際的な連携・協力については、日本は、国際エネルギー機関(IEA)の諸活動に積極的に参加しており、世界を取り巻くエネルギーの中長期的な需給見通し、産油国の動向などを迅速かつ正確に把握するよう努めている。

また、日本は、有限な資源・エネルギーの 適切な開発・利用に関する「採取産業透明性 イニシアティブ(EITI)⁵」を支援しており、 日本の鉱物資源採取企業も支援企業としてこ の枠組みに参加している。さらに、エネル



ファン・デル・フーフェン国際エネルギー機関 (IEA) 事務局長と会談 する鈴木俊一外務副大臣(右)(2013年2月27日、東京)

ギー原料・産品の貿易の自由化や通過の促進、 エネルギー関連投資の促進・保護などについ て規定するエネルギー憲章条約(ECT)につ いても、日本は国際的な協力を進めている。

(イ) グリーン成長及び低炭素社会構築への取組

日本は、環境・気候変動問題対策に関する 国際的な情勢への対応に加え、再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋利用など)・省エネなどの推進を通じて、開発途上国を始め国際社会におけるグリーン成長の実現や低炭素社会の促進に向けた貢献を行っている。具体的には、グリーン成長を実現するため、開発途上国における人材育成に貢献しているほか、国際的枠組みを通じて日本の様々な手法・経験を世界に共有している。

例えば、ODAを通じて、開発途上国に対し、 グリーン成長のための総合戦略の策定、日本 の再生可能エネルギー・省エネ関連技術やシ ステムの導入などを支援している(詳細につ いては第3章第2節 日本の国際協力(ODAと 地球規模の課題への取組)参照)。

また、3月に福島で開催された国際エネル

⁵ 石油・ガス・鉱物資源等の開発に関わる採取産業から、資源産出国政府への資金の流れを高めることを通じて、成長と貧困削減につながる責任 ある資源開発を促進する多国間協力の枠組み。

ギー・セミナー「被災地復興に向けたスマー トコミュニティ提案」において、被災地の住 民や民間企業などの参加の下、国内外の専門 家が被災地においてどのようにコミュニティ 再建をなし得るのかについて、世界の先駆的 事例を紹介しつつ議論し、「被災地復興のた めのスマートコミュニティ・イニシアティ ヴ」を発表した。4月に東京で開催された日 本政府とインドネシア政府が共同議長を務め た第1回東アジア低炭素成長パートナーシッ プ対話では、最大の温室効果ガス排出地域で ある東アジア地域において、低炭素成長を推 進していく必要性が確認された(詳細につい ては第3章第2節2(3)気候変動参照)。5月、 第6回太平洋・島サミット (PALM6) の機 会に沖縄で開催された日本政府と国際再生可 能エネルギー機関 (IRENA) 共催のセミナー 「太平洋島嶼国における再生可能エネルギー の促進~課題への挑戦~」においては、日本 は、太平洋島嶼国政府のエネルギー担当者に 対して、日本やIRENA加盟国の島嶼地域に おける先駆的取組などを紹介しつつ、大洋州 地域における再生可能エネルギーの普及促進 について議論した(詳細については194及び 195ページコラム参照)。

1 食料安全保障

世界の人口は2050年までに93億人に達す ると見込まれ、この人口増に対応するために は、食料生産を現在の水準から60%増大さ せる必要があると推測されている。食料の多 くを輸入している日本にとって、世界の食料 安全保障の確保は日本の食料安全保障の確保 に資するものである。このため、国内の生産 増大を図るとともに、世界の食料生産を促進 し、安定的な農産物市場や貿易システムを形 成する必要がある。

国連食糧農業機関 (FAO) は、世界で約9 億人が栄養不足に苦しんでいるが、今後適切 な措置がとられれば飢餓の水準を1990年と の比較において2015年までに半減させると のMDGsの達成は可能な範囲にあるとして いる。国際穀物価格は、近年、高い水準で推 移しており、また、天候などの要因によって 価格が大きく変動しやすい状況になってい る。2012年の夏は米国中西部での大干ばつ でとうもろこし・大豆が史上最高値を更新す るなど、開発途上国の人々の食料不安の一因 になっている。食料不安に苦しむ開発途上国 の人々の窮状を緩和し、MDGsの達成に貢献 することは、引き続き日本を始めとする国際 社会の責務である。

(ア) 食料安全保障に関する国際的枠組みにお ける協力

2009年7月のG8ラクイラ・サミット(於: イタリア)において、日本は、2012年まで の3年間で農業関連分野において少なくとも 30億米ドルの支援を行うことを表明し、着 実に実施してきた。また、2012年5月のG8 キャンプデービット・サミット (於:米国) においては、G8メンバー・アフリカ諸国・ 民間企業の新たなパートナーシップにより、 内外の民間投資を増大させる「食料安全保障 及び栄養のためのニュー・アライアンス (ニュー・アライアンス)」が策定され、日本 は米国と共にモザンビークの共同リード国6 として積極的に関与した。

また、日本は、6月のG20ロスカボス・サ ミット(於:メキシコ)に至る、農業生産の 増大及び生産性の向上、市場情報及び市場透 明性の向上などの議論を各国と協力して、推



被災地復興に向けたスマートコミュニティ提案

~世界の英知を被災地へ 被災地の取組を世界へ~

東日本大震災から1周年を目前に控えた2012年3月2日、福島県福島市飯坂町において国際エネルギー・セミナー「被災地復興へ向けたスマートコミュニティ提案」が開催されました。この国際セミナーは、外務省、経済産業省、環境省が共催し、被災地の人々や日本に駐在する各国の大使館関係者、国際機関職員、企業・研究機関の人々など国内外の約430名が参加しました。

「世界の英知を被災地へ被災地の取組を世界へ」をテーマに開催されたこのセミナー。低炭素社会や資源循



パネルディスカッションの様子

環型社会を実現するためのまちづくりのコンセプトである"スマートコミュニティ^(注)"について、世界各国の先駆的な取組が紹介され、被災地への応用可能性について活発な意見交換が行われました。さらに、被災地から推薦された専門家が、被災した人々の視点に立ち、スマートコミュニティの必要性や魅力を解説。その実現に当たっては、「ヒト」を中心に据え、安心、安全を追求し新産業や雇用を創出することが重要であるなど、熱のこもった議論が行われました。その結果は、「被災地復興のためのスマートコミュニティ・イニシアティブ」としてまとめられています。また、参加国際機関等から被災地への支援の申し出もありました。



世界の英知を被災地へ集め、それを最大限に活用しながら復興を進め、その成果を被災地から世界に発信していく。それが被災地の再生のための一助となることを強く願っています。

(注) 家庭・オフィス・商業施設・交通など、生活の様々な場全体を総合的に俯瞰し、全体としてエネルギーの最適利用を目指すまちづくり。



太平洋島嶼国における再生可能エネルギーの普及促進

~日本から太平洋へ、そして世界に広がる再生可能エネルギー~

東日本大震災後、一層の注目を集める「再生可能エネルギー」。これは、名前のとおり、バイオ マス、地熱、水力、海洋、太陽、風力など、枯渇することなく繰り返し補充される自然由来のエネ ルギー。地球温暖化の原因と考えられる二酸化炭素をほとんど排出しないという大きなメリットが あります。

再生可能エネルギーへの期待は、国際社会の中でも高まっており、2009年には、再生可能エネ ルギーを専門に扱う国際機関「国際再生可能エネルギー機関(ÍRENÁ)」も設立されました。

化学燃料への依存度が極めて高く、気候変動に脆弱である太平洋島嶼国においては、温室効果ガ スの排出削減及び持続可能な開発の実現のために、再生可能エネルギー及びエネルギーの効率化が 重要です。こうした認識の下、2012年5月、沖縄県で開催された第6回太平洋・島サミット (PALM6)の機会に、日本政府は太平洋島嶼国を重点地域に指定しているIRENAとの共催により、 「太平洋島嶼国における再生可能エネルギーの促進 ~課題への挑戦~」を開催しました。クック諸 島、ミクロネシア連邦、フィジー共和国、キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ニウエ(地 域)、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ王国、ツ バルの12か国・地域、日本(特に沖縄県)、IRENA加盟国とその関連機関・民間企業が参加して、 島嶼地域における先駆的取組などを紹介しつつ、太平洋島嶼国における再生可能エネルギーの普及 促進について政策面や技術面から議論を行いました。

太平洋島嶼国の参加者からは、「これまで再生可能エネルギーの導入目標を掲げても、そこに至 る道のりが見えなかったが、島嶼地域を中心とする先駆的事例から多くのことを学び、ヒントが得 られた。早速、これら事例の紹介者に直接連絡して更なる知見を得たい。」とのコメントが寄せら れました。

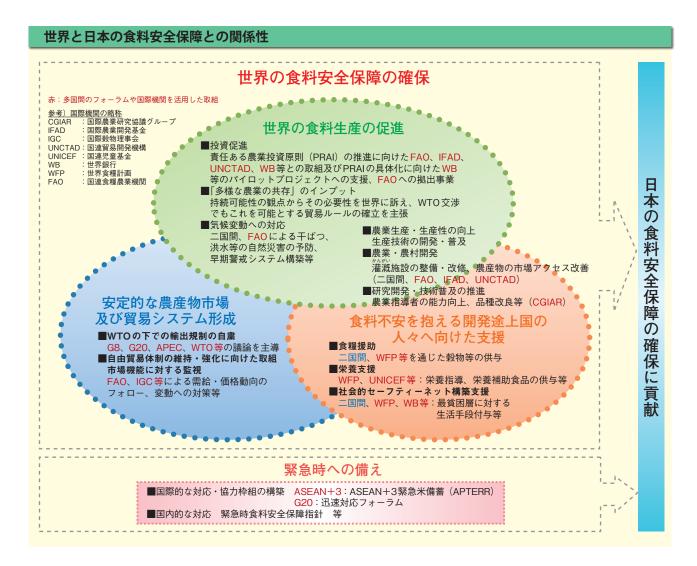
日本の再生可能エネルギーの知見が世界に広がる一歩を築けた、そんな一日になりました。



-クショップに参加した出席者



ワークショップの様子



進した。2011年のG20カンヌ・サミット (於:フランス)の枠組みで創設された農業 市場情報システム (AMIS) に対しても、日 本はプロジェクト支援を実施している。

5月には、日本が新潟で初めて開催して以来2回目となるAPEC食料安全保障担当大臣会合がカザン(ロシア)で開催され、「新潟宣言」に引き続き取り組むとともに、農業生産の拡大に向け、日本が世界的な議論を主導している責任ある農業投資原則」(PRAI)に基づいて農業投資が行われることの重要性、食料安全保障における貿易の重要性などについて議論し、「食料安全保障に関するAPECカザン宣言」が採択された。

緊急時への対応としては、G20において、 異常な市場状況への対応について早期の議論 を促進する場として迅速対応フォーラムが設 置され、また東アジア地域(ASEAN各国、 日本、韓国、中国)においては、ASEAN+ 3緊急米備蓄協定が2012年7月に発効するな ど、国際的な協力の取組が進められている。

(イ)「責任ある農業投資」の促進に向けた日本 の取組

開発途上国に対する国際農業投資が過熱し、不適切な投資が行われることが、世界の食料安全保障に負の影響を与え、国際的に問題になっている。このため、これを緩和しつつ、投資を促進し世界の農業開発を推し進めるとの考えから、日本は、投資受入国、小農を含めた現地の人々、投資家の三者の利益を調和し最大化する「責任ある農業投資」についてのイニシアティブを提唱し、2010年4月には四つの国連関係機関によりPRAIが策定

された。その後、G8、G20、APECなどの国 際的な枠組みにおいて、PRAIが支持される 中、5月のG8キャンプデービット・サミッ トで合意されたニュー・アライアンスの枠組 みの中でも、PRAIを踏まえた農業投資が重 要であり、アフリカ政府や民間企業がPRAI を試験的に適用することをG8として支持す ると表明している。

PRAIも考慮した責任ある農業投資のため の原則は、より広い関係各方面からの支持を 得るため、世界食料安全保障委員会(CFS) で議論が行われており、各加盟国のほか民間 セクター団体や市民社会組織もこの議論に参 加している。

ヷ 漁業(マグロ・捕鯨問題など)

世界的な人口増加と食料不足の到来が予想 される中、水産資源の持続可能な利用はこれ まで以上に重要になっている。日本は、世界 有数の漁業国、水産物の消費国として、国際 的な水産資源の適切な保存管理及びその持続 可能な利用のための協力に積極的な役割を果 たしている。

マグロ類は、広い海域を回遊するため、地 域漁業管理機関を通じて資源の保存管理が行 われているが、一部のマグロ類は資源の減少 が深刻になっている。日本は、マグロ類の漁 業国であると同時に輸入国として、マグロ類 資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主 導している。例えば大西洋まぐろ類保存国際 委員会(ICCAT)は、ICCATのルールに反 する漁獲物の流通防止をより確実にするた め、2013年から2014年にかけてクロマグロ の漁獲証明書の電子化を順次導入することを

決定した。

捕鯨については、7月の第64回国際捕鯨委 員会(IWC)年次会合(於:パナマ・パナ マシティ) において、年次会合の隔年化が決 定されたほか、シー・シェパード (による日 本の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為に関し て多くの国から非難意見が出された。また、 IWCの機能改善に向けた「IWCの将来」に 関しては、具体的な作業プロセスの議論に進 展はなかったものの、対話と協力を継続する こととなった。日本は、鯨類を含めた水産資 源の科学的根拠に基づいた持続可能な利用を 図るべきとの立場に立ち、引き続き他の締約 国と協議を続けていく方針である。

また、日本は7月に「北太平洋漁業資源保 存条約 | に署名した。北太平洋の公海は日本 の漁業における重要な海域であり、特に条約 の対象水域内に位置する天皇海山漁場は、日 本の遠洋底魚漁業にとって、最も重要な公海 漁場となっている。このことから、日本は、 政府間協議の暫定事務局を務めることなどを 通じ、この条約の作成段階から主導的な役割 を果たしており、引き続き、条約の早期発効 と効果的な実施のため、積極的な役割を果た していく方針である。

■ 海洋(大陸棚)

国土面積が小さく天然資源の乏しい島国で ある日本にとって、海洋の生物資源や周辺海 域の大陸棚・深海底に埋蔵されている海底資 源は、経済的な観点から重要である。日本 は、海洋における権益を確保するため、国連 海洋法条約8に基づき、200海里を超える大 陸棚の限界を設定に向け、政府一体となって

⁷ 米国に本部を置く反捕鯨活動の名の下に暴力活動などを行う自称環境保護団体。日本が実施している南極海鯨類捕獲調査に対し、毎年妨害行為 を行っている。

⁸ 海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)では、沿岸国の領海を越えて200海里までの区域の海底などをその大陸棚と定めるとともに、 大陸棚縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質などが一定の条件を満たせば、沿岸国は200海里を越える大陸棚を設定 できるとしている(1海里は1,852メートル)。

取り組んだ。具体的には、2002年6月に「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」を内閣に、2003年12月に「大陸棚調査対策室」を内閣官房にそれぞれ設置し、そのための体制を整えた。その後、「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」が決定した基本方針に従い、内閣官房の総合調整の下、外務省を含む関係省庁が連携し、日本周辺の海域での調査、大陸棚限界委員会(CLCS)に提出する情報の準備等を行った。

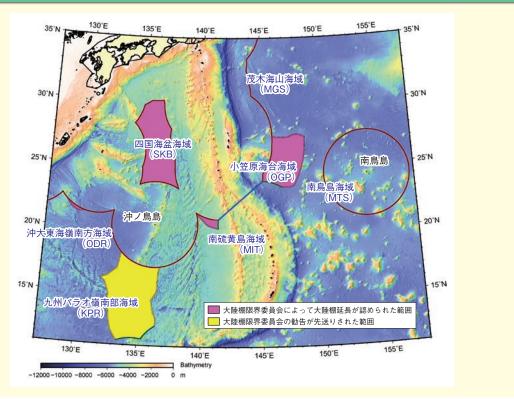
日本は、これらの作業を終え、総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部会合の決定に基づき、2008年11月、CLCSに対し、大陸棚の延長を申請した。3年余りに及ぶCLCSにおける審査の結果、2012年4月、日本は、大陸棚の延長を申請した7海域のうち6海域についてCLCSから勧告を受領した。この勧告により、日本の国土面積の8割に相当する約31万平方キロメートルに及ぶ大陸棚延長が認められた。このことは、日本の海洋にお

ける権益を確保するために、政府一体となって長年にわたり取り組んだ成果であり、こうした権益の拡充に向けた重要な一歩であると評価できる。

なお、九州・パラオ海嶺南部海域については、勧告が行われず先送りとなった。日本としては、同海域について早期に勧告が行われるよう、引き続き努力していく考えである。

一方、中国及び韓国は、2012年12月、東シナ海における大陸棚延長をCLCSにそれぞれ申請した。しかし、両国が申請した海域は、いずれも日中及び日韓間の向かい合っている海岸の距離が400海里未満であるので、国連海洋法条約の関連規定に従い、関係国間の合意により境界を画定する必要があり、一方的に大陸棚の限界を設定することはできない。この点を、日本は、CLCSに対し表明するとともに、CLCSが中国及び韓国の申請を審査しないよう要請した。

日本の大陸棚延長



世界経済回復に向けた政策協調

世界経済は2008年のリーマン・ショック から回復を続けてきたものの、2012年に入 ると、欧州債務危機を背景とする欧州経済の 弱さが一層鮮明になり、その影響が中国など の新興国にも波及する中で景気減速の動きに 拡がりが見られるようになった。リーマン・ ショック後の大規模な財政出動が先進国を中 心とした財政状況を大幅に悪化させた結果、 これらの国・地域では財政再建に向けた取組 が進められているが、これが更なる景気下押 し要因にもなっている。一方、金融面では、 2011年以降、世界的に緩和的な金融政策が 採られており、2012年に入ってアジア主要 国や新興国も含め、一層の緩和策が採られる ようになっている。こうした中、日本やその 他の主要国は、世界経済の回復に向けてG8、 G20、OECDなどの枠組みを通じた政策協調 を継続している。

5月のG8・キャンプデービット・サミット では、再燃しつつある欧州債務危機への対処 や財政健全化と経済成長の両立の重要性につ いて議論があった。欧州債務危機について は、ギリシャが国際社会に対する約束を尊重 しつつユーロ圏に残ることへのG8の関心を 確認した。日本からは、欧州債務危機に日本

としても傍観者でいるわけにはいかず、IMF 資金基盤強化などを通じて解決に貢献してい ることやチェンマイ・イニシアティブ強化な どを通じてアジアへの波及防止に努力してい ることを説明した。また、日本も含めて財政 再建と成長を両立させることの重要性や社会 保障と税の一体改革などの取組についても説 明した。さらに、成長の原動力たる自由貿易 の推進、経済連携推進の努力、保護主義抑止 の重要性を主張した。このほか、イラン、シ リア、北朝鮮などを含む地域・政治情勢、エ ネルギー・気候変動、アフリカ・食料安全保 障、アフガニスタンの開発等、中東・北アフ リカの政治的・経済的移行などについて率直 な意見交換が行われた。

6月のG20ロスカボス・サミットでは引き 続き、世界経済について活発な議論が行われ た。多くの国から、欧州債務危機が世界経済 にとっての最大のリスク要因との指摘があ り、欧州当局からは、更なる財政統合や金融 面の統合を進めていくことが重要との意見が 示された。また、経済成長と財政再建の関係 は相互補完的で、両立させることが必要との 意見が多数示され、特に米国と日本について は、中期的な財政の持続可能性を図ることが

2012年のG8・G20サミット

- ① G8 キャンプデービッド・サミット (於:米国、5月18-19日)
 - ●日本から、野田総理大臣が出席。「G8 キャンプデービッド首脳宣言」、「G8 の行動に関するファクトシート」 及び「世界の石油市場に関するG8首脳声明」を発出。
- ●参加国・機関は、G8(日本、米国、英国、ロシア、ドイツ、イタリア、カナダ、フランス、EU)。アフリカ・ 食料安全保障について議論したワーキング・ランチでは、G8首脳に加え、ベナン(アフリカ連合(AU)議長 国)、エチオピア、ガーナ、タンザニアの首脳、アフリカ開発銀行総裁、民間関係者5名が出席。 ② G20 ロスカボス・サミット (於:メキシコ、6月18-19日)
- - ▶日本から、初日に野田総理大臣が出席し、2日目は、長浜官房副長官が代理出席。「G20ロスカボス首脳宣言」 及び「ロスカボス成長と雇用のアクション・プラン」を発出。
 - ♪参加国・機関は、G20(日本、米国、英国、ロシア、ドイツ、イタリア、カナダ、フランス、EU、オースト ラリア、アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、サウジアラビア、南アフ リカ、トルコ)、スペイン、コロンビア、チリ(CELAC議長国)、エチオピア(NEPAD運営委員会議長国)、 ベナン(AU議長国)、カンボジア(ASEAN議長国)、国際連合食糧農業機関(FAO)、金融安定理事会(FSB)、 国際労働機関(ILO)、IMF、OECD、国連、世界銀行、WTO。

世界経済の現状と今後の見通し(GDP成長率 (%))

		実績		IMF世界経済見通し(2012年9月)		OECD経済見通し(2012年11月)			
		2010	2011	2012	2013	2014	2012	2013	2014
世界全体		5.1	3.8	3.3	3.6	4.1	n.a.	n.a.	n.a.
OECD全体		3.0	1.8	n.a.	n.a.	n.a.	1.4	1.4	2.3
G8									
	米国	2.4	1.8	2.2	2.1	2.9	2.2	2.0	2.8
	英国	1.8	0.8	-0.4	1.1	2.2	-0.1	0.9	1.6
	イタリア	1.8	0.4	-2.3	-0.7	0.5	-2.2	-1.0	0.6
	カナダ	3.2	2.4	1.9	2.0	2.4	2.0	1.8	2.4
	ドイツ	4.0	3.1	0.9	0.9	1.4	0.9	0.6	1.9
	日本	4.5	-0.8	2.2	1.2	1.1	1.6	0.7	0.8
	フランス	1.7	1.7	0.1	0.4	1.1	0.2	0.3	1.3
	ロシア	4.3	4.3	3.7	3.8	3.9	3.4	3.8	4.1
EU		2.1	1.6	-0.2	0.5	1.5	n.a.	n.a.	n.a.
ユーロ圏		2.0	1.4	-0.4	0.2	1.2	-0.4	-0.1	1.3
アジア・大洋州									
	インド	10.1	6.8	4.9	6.0	6.4	4.5	5.9	7.0
	インドネシア	6.2	6.5	6.0	6.3	6.5	6.2	6.3	6.5
	オーストラリア	2.5	2.1	3.3	3.0	3.2	3.7	3.0	3.2
	韓国	6.3	3.6	2.7	3.6	4.0	2.2	3.1	4.4
	中国	10.4	9.2	7.8	8.2	8.5	7.5	8.5	8.9
中南米									
	アルゼンチン	9.2	8.9	2.6	3.1	3.8	n.a.	n.a.	n.a.
	メキシコ	5.6	3.9	3.8	3.5	3.5	3.8	3.3	3.6
	ブラジル	7.5	2.7	1.5	4.0	4.2	1.5	4.0	4.1
中東・	・アフリカ								
	サウジアラビア	5.1	7.1	6.0	4.2	3.8	n.a.	n.a.	n.a.
	トルコ	9.2	8.5	3.0	3.5	4.0	2.9	4.1	5.2
	南アフリカ	2.9	3.1	2.6	3.0	3.9	2.6	3.3	4.0

(注1)「実績」は、IMF統計による(OECD全体のみOECD統計に基づく)。

(注2) OECD統計におけるユーロ圏は、OECD非加盟国のキプロス、マルタを除く15か国。

重要との意見が示された。同時に、多くの国が為替を含めた金融市場における不安定性が高まっていることへの懸念を表明し、市場の安定化が重要との指摘がなされた。加えて、財政健全化や構造改革の実施、世界経済の成長に向けたG20としての行動を示す「ロスカボス成長と雇用のアクション・プラン」が発出された。日本からは、欧州債務危機や急速な円高への懸念を表明した。また、日本の取組として、欧州金融安定ファシリティー(EFSF)債の購入やIMF資金基盤強化への600億米ド

ルの融資枠の貢献などを説明し、未だIMF 資金基盤強化への具体的な貢献額を発表して いない国が貢献額を発表し、市場の安心感を 高めるべきことを主張した。さらには、日本 経済について、社会保障・税一体改革法案の 成立に向けた進捗状況や震災復興、日本再生 戦略などについて説明した。

国際金融の枠組みに関しては、IMF資金 基盤強化について多くの新興国から具体的な 貢献額の表明があり、政治的約束は4,500億 米ドル以上となった。また、2010年のIMF クォータ・ガバナンス改革や次期クォータ見 直しを期限通り実施すべきとの指摘があっ た。貿易に関しては、新たな保護主義的措置 を設けないとの政治的約束の期限を2014年 までに延長した。このほか、金融規制、金融 包摂、開発、雇用創出などについて活発な議 論が行われた。

また、10月には、IMF・世界銀行年次総 会が東京にて開催され、現下の経済情勢や世 界経済の回復に向けた課題について活発な議 論が行われた。OECDに関しては、5月にパ リで閣僚理事会が開催され、日本から古川元 久経済財政政策担当大臣、山根外務副大臣及 び牧野聖修経済産業副大臣ほかが出席した。

同理事会では、「全員参加 - あまねく広がる 成長と雇用のための政策」をテーマに、「経 済的課題に対する新たなアプローチ」 (NAEC)、成長・雇用・格差、ジェンダー平 等の促進、技能(スキル)戦略、開発戦略、 非加盟国との関係、貿易等について議論が行 われた。また、4月にはグリアOECD事務総 長が提言書「日本再生のためのOECDの政 策提言」を持って訪日し、野田総理大臣及び 玄葉外務大臣との間で、東日本大震災からの 復旧・復興に向けた協力を始め、日本と OECDとの協力関係の推進などについて有意 義な意見交換を行った。

国際経済分野の法秩序

(1) 多角的貿易体制の強化

🗾 多角的貿易体制と日本

戦後、日本の経済発展は、関税及び貿易に 関する一般協定 (GATT) / WTOを中心と する多角的自由貿易体制に支えられてきたと ころが大きい。これまで、GATT体制の下 での多角的貿易交渉(ラウンド)を通じて各 国の関税が引き下げられ、ウルグアイ・ラウ ンドの妥結により1995年に設立されたWTO では、規律の対象分野の拡大や各国の貿易政 策の監視、紛争処理機能の強化などがなされ た。世界経済の不安定さが増す中、保護主義 を抑止し自由貿易体制を維持する上で、 WTOが果たす役割はますます重要になって いる。

特に保護主義の抑止に関しては、2011年 12月に開催されたWTO第8回定例閣僚会議

(MC8) において、G20カンヌ・サミットや APECホノルル首脳会議での合意を踏まえ、 政治的メッセージ が全加盟国の合意を得て 発出された。

また、MC8での合意を受けて、2012年に はモンテネグロ、サモア、ロシア及びバヌア ツがWTO新規加盟を果たしたほか、ラオス とタジキスタンの加盟が承認された。また、 加盟までに多大な時間を要する後発開発途上 国(LDC)に対し、早期加盟を促すための ガイドラインの見直しが合意された。

✓ 2012年のWTOにおける交渉

WTOドーハ・ラウンド(正式名称は「ドー ハ開発アジェンダ | (DDA)) 交渉は、以下の 8分野について一括妥結を目指しており、当

⁹ 保護主義抑止に関し、2011年11月に開催されたG20カンヌ・サミットにおいて、新たな輸出制限を課さないことなどの現状維持(スタンドス ティル)や現在とられている保護主義的措置の撤回(ロールバック)のコミットメント(政治的約束)が再確認されたほか、同月に開催された APEC首脳会議においては、スタンドスティルのコミットメントを2015年末まで再延長することが合意された。2011年12月末のWTO閣僚会議 では、WTO整合的な措置を含むあらゆる形態の保護主義を抑止することが合意された。G20及びAPECにおけるコミットメントは、2012年6月 に行われたG20ロスカボス・サミット、同年9月に行われたウラジオストクAPEC首脳会議において、それぞれ再確認された。

初は進展が見られたものの、新興国と先進国の対立により、現在は膠着状態に陥っている。

2011年末のMC8では、目標としての一括 受諾は断念しないことや先行合意などの「新 たなアプローチ」を探求することが合意され た。現在、この合意に基づき、全加盟国によ る交渉(貿易円滑化、農業、開発)や有志国 による交渉(情報技術協定(ITA)の拡大及 びサービス貿易自由化)が行われている。

[DDAの8分野]

- i 農業:①一般的な関税削減の方式、その例外などの問題(市場アクセス¹⁰)、② 貿易を歪める国内農業補助金など(国内支持)の削減、③輸出補助金の撤廃(輸出競争)などについての交渉
- ii 非農産品市場アクセス (NAMA):鉱工業品及び林水産品の関税や非関税障壁 (NTB) の削減に関する交渉。
- iii サービス:①リクエスト&オファー方式¹¹による市場アクセスの改善、②サービスの貿易に影響を及ぼす国内措置などに関するルールの策定を目的とした交渉。
- iv ルール:ダンピング¹²防止、補助金についての規律の強化及び明確化などを目的とした交渉。
- v 貿易円滑化:税関における貿易手続の透明化、簡易化、迅速化などを目的とした 交渉。
- vi 開発:WTO協定における開発途上国に 対する配慮条項である「特別かつ異なる

- 待遇(S&D)」条項をより実効的にする ための交渉。
- vii 環境:①WTO協定と多国間環境協定 (ワシントン条約など)との整合性や事 務局間の協力、②環境物品¹³・サービス に対する関税及び非関税障壁の削減・撤 廃などについての交渉。
- viii 知的財産権:ワインやスピリッツの地理 的表示 (GI)¹⁴の多国間通報登録制度創 設についての交渉。

(ア)全加盟国による取組

a 貿易円滑化

貿易円滑化の分野では、GATT第5条(通過の自由)、第8条(輸入及び輸出に関する手数料及び手続)及び第10条(貿易規則の公表及び施行)に関連する事項の明確化と改善などを内容とする貿易円滑化協定の新設を目指して交渉が行われている。現在の統合交渉テキストは、各国が貿易円滑化のためにとるべき措置に関する規定と開発途上国優遇規定により構成されている。

2012年には、4回の交渉会合が開催された。 統合交渉テキストにおいて加盟国間で意見が 収れんされていない箇所は、2012年当初に 約800あったが約650まで減少するなど、一 定の進捗が見られた。

b 農業

2012年は、2008年12月に発表された農業 交渉に関する議長テキスト(交渉文書)の残 された論点などについての協議に大きな進展

- 10 ある国の国内市場への物・サービスの市場参入の機会や条件のこと。
- 11 各加盟国が相互に自由化要望(リクエスト)を提出し、これを踏まえて自国の自由化提案(オファー)を行う方式。
- 12 ダンピング(不当廉売)とは、国内価格よりも安い価格で国外で販売すること。WTOでは「不公正貿易」と位置付けられており、輸入国の国内産業が損害を被っている場合は、当該製品の価格を国内価格まで引き上げるためのダンピング防止税としての関税を課すことができる。
- 13 環境負荷の低減に寄与する物品。
- 14 ある商品に関し、その品質や社会的評価などの特性がその商品の地理的な原産地に主として帰せられる場合に、その商品が一定の地域を原産地とするものであることを特定する表示。

は見られず、農業交渉は全体として膠着状態 が続いた。こうした中、2012年後半には、 新興国を中心とする開発途上国グループが、 関税割当について透明性の確保や運用方法な どに係る規律強化を求める提案(ブラジル主 導)と公的備蓄や国内食料援助の目的で低所 得農家から食料を買い上げるための政府支払 いを削減義務の対象外とする提案(インド主 導)を行い、これらについてDDA農業交渉 における進展可能な項目であるとして先行合 意を求めた。

c 開発

2012年は、開発分野の議論が活発に行わ れ、7月には、LDCのWTO加盟促進に向け たガイドライン見直しに合意した。また、 2003年に開催されたカンクン閣僚会議(於: メキシコ) において実質合意されたにもかか わらず、同会議が決裂し採択できなかった 28件のS&D提案、衛生・植物検疫措置の適 用に関する協定(SPS協定)や輸入ライセン ス協定のS&D条項に関する提案、S&D条項 の実施を監視するためのモニタリング・メカ ニズム設立に関する提案について議論が重ね られた。

(イ) 有志国による取組

a 情報技術協定(ITA)拡大

2012年5月以降、WTOのITA¹⁵対象品目 拡大について、関心国間16の協議が行われて いる。ITAは、発効以来15年間にわたり対 象品目の見直しが行われていないため、その

間の技術進歩により開発された製品17を対象 とする品目拡大が急務であり、早期妥結を目 指して交渉が進められている18。

ITA対象品目の拡大により、情報技術製 品の貿易拡大、情報技術を通じた各国経済の 成長・生産性向上が促進される。また、 DDAの膠着が続く中、ITA品目拡大交渉の 早期妥結は、WTOを中心とした多角的貿易 体制の信認を維持する観点からも重要であ る。

b サービス貿易新協定

多国間のサービス貿易を規律するWTO サービス貿易一般協定(GATS)の発効から 18年が経過した。DDAが停滞する中、2011 年、米国などのサービス貿易推進国から、有 志国によるサービス貿易自由化交渉が提唱さ れた。この動きは、2011年末のMC8で決定 された「新たなアプローチ」の一環として、 2012年初頭から具体化した。

以降日本を含む有志国は、自由化の約束方 法、新たなルール、参加国の拡大方法など、 21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協 定に向けた議論を進めてきた。12月に開催 された有志国会合(21の国・地域が参加) において、2013年早期からの交渉開始を目 指すことで一致した。

(ウ)紛争解決(DS)

WTO紛争解決制度は、WTO協定に基づ き個別の貿易紛争について解釈し、WTO体 制に安定性と予見可能性を与える柱として、

^{15「}情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」。情報技術製品(半導体、コンピューター、携帯電話、プリンター、FAX、デジタルカメラ(静止画用) など)の関税を撤廃する複数国間貿易協定 (プルリ協定)。1996年作成、1997年発効。現在の締約国は日本、米国、EU(27か国等)、中国など 75か国で、ロシア及びタジキスタンが加入手続中。

¹⁶ 日本、米国、EU、台湾、韓国、コスタリカの6メンバーにより協議が開始され、2012年12月時点でこれに加えカナダ、オーストラリア、中国な どを含む計17メンバー(EUを27か国と数えると43か国)が参加。

¹⁷ デジタルテレビカメラ、DVD レコーダー、新型集積回路など。

^{18 2012}年9月のAPECウラジオストク首脳宣言や2012年11月の日ASEAN首脳会議議長声明にも、ITA拡大交渉の早期妥結に向けた取組が盛り込ま れた。

有益に機能している¹⁹。日本が当事国である 最近の案件は以下のとおり。

- ○オンタリオ州(カナダ)の風力・太陽光発電による電力の長期固定価格保証制度(Feed In Tariffプログラム)における州産品使用要求²⁰:2012年12月、パネル(紛争処理小委員会)は、当該要求がWTO協定に非整合的であるとする日本の申立てを認める判断を下した。
- 中国のレアアース、タングステン及びモリブテンの輸出規制措置²¹:2012年7月、米国及びEUと共同で手続を進め、パネル

が設置された。

- アルゼンチンの輸入制限措置²²: 2013年1月、EU及び米国と共同で手続を進め、パネルが設置された。
- ○中国の日本産高性能ステンレス継目無鋼管²³に対するアンチ・ダンピング税を賦課する措置:2013年1~2月、中国とWTO協定に基づく二国間協議を行った。

日本はまた、DDAの一環として行われているDSU²⁴改正交渉などにおいて、紛争解決制度の更なる改善に向け積極的に貢献してきている。

(2) 投資協定/租税条約/社会保障協定

7 投資協定

貿易の自由化及び円滑化に関しては、WTOが多国間の包括的なルールを定めているが、投資に関してはこのようなルールが存在しないため、各国は、二国間又は複数国間で投資協定を締結することにより、投資を促進するための環境整備に努めている。日本もこのような取組を積極的に進めており、2012年には、クウェート及びイラクとの間で、二国間投資協定に署名し、中国・韓国との間で三国間投資協定に署名した。この結果、これまで日本は、20件の投資協定を締結又は署名したことになる25。また、サウジアラビア、アンゴラ、カザフスタン、ウクライナ、アル

ジェリア、モザンビーク、ミャンマー、ウルグアイとの間で、それぞれ二国間投資協定交渉を進めている。さらに、ASEAN²⁶、オーストラリア、GCC、オマーン、モンゴル、カナダとの間でも、投資に関する規定を含むEPAについて交渉中である。

このほか、日本は、OECDやAPECなどの国際的な枠組みにおいても、投資の自由化及び円滑化を促進するために多国間のルールを形成する必要性を主張するなど、積極的に取り組んできている。

1 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対す

- 19 他の加盟国によるWTO協定非整合的な措置によって不利益を被ったとする加盟国は、当事国間での協議を要請でき、協議を通じて通常60日以内に紛争が解決されない場合、問題をパネル(小委員会)に付託し、問題とされる措置と協定との整合性についてパネルで争うことができる。パネルによる法的判断に不服のある当事国は、最終審に相当する上級委員会に対して上訴を行い、同判断を争うことができる。1995年のWTO発足時から2012年末までの紛争案件数(協議要請が行われた件数)453件のうち、日本が当事国(申立国又は被申立国)として関わった案件は32件。なお上級委員会は7人の委員で構成されており、委員の任期は4年(再任可能)。日本は1995年のWTO発足以降3人の委員を輩出している。
- 20 Feed In Tariffプログラムの適用条件として、一定割合以上の同州産付加価値を与えられた発電設備を使用することを求めるもの。
- 21 輸出税、輸出割当及びその管理。
- 22 事前輸入宣誓供述制度、非自動輸入ライセンス及び輸出入均衡要求。
- 23 石炭火力発電所のボイラーなどに使用される高付加価値特殊鋼。2011年9月、中国商務部は、日本及びEU産の高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング調査の開始を公告し、2012年11月、アンチ・ダンピング措置をとるとの最終決定を行った。
- **24** 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes)。
- 25 これらの投資協定に加えて、日本が締結した13のEPAのうち、10のEPAに投資に関する規律を規定した章が設けられている。
- 26 ASEAN との間では EPA が既に締結されているが、投資章及びサービス章は継続交渉中。

る国家間の課税権を調整することにより国際 的な二重課税を回避するとともに、投資所得 (配当、利子、使用料) に対する源泉地国課 税の減免などを通じて国際的な投資交流を促 進するための重要な法的基盤である。日本 は、これまで租税条約ネットワークの拡充に 積極的に取り組んでいる。また、脱税及び租 税回避行為などを防止する観点から、租税に 関する情報交換などといった税務当局間の国 際協力を推進するための規定の整備も進めて いる。具体的には、ニュージーランドとの間 の条約改正の署名が12月に、米国との間の 改正議定書の署名が、2013年1月にそれぞれ 行われた。また、米国との間の条約改正(6) 月)及びアラブ首長国連邦との間の条約(10 月) について基本合意に達した。

なお、租税に関する情報交換ネットワーク の整備や拡充を目的とした協定については、 リヒテンシュタインとの間の協定が12月に 発効した。この結果、日本は2012年末時点 で54の租税条約(65か国・地域に適用)を 締結したことになる。このほか、2012年末 時点でドイツとの間で改正協定の締結に向け た交渉を行っている。

D 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や 掛け捨てなどの問題を解消することを目的と しており、海外に進出する日本企業や国民の 負担を軽減し、ひいては相手国との人的交流 や経済交流を一層促進する効果が期待されて いる。

3月には、ブラジル及びスイスとの協定が 発効し、11月にはインドとの協定に署名し た。この結果、日本は、16の国と社会保障 協定を締結又は署名したこととなる。また、 2012年中には、ハンガリー、中国、オース トリア、フィンランド、フィリピン及びトル コとの間で、それぞれ政府間交渉又は交渉開 始に向けた意見交換を行った。

(3) 知的財産権保護の強化

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、 ひいては経済の発展にとって極めて重要であ り、日本はそのために様々な取組を行っている。 日本の提唱に端を発する新しい国際的な法的 枠組みであるACTA²⁷については、10月に 日本が受諾書を寄託し、同協定の最初の締約 国となった28。今後は、協定の早期発効を目 指すとともに、アジア諸国を中心に協定への

参加を働きかけることとしている。そのほ か、G8サミット、APEC、OECD、WTO (TRIPS理事会²⁹)、世界知的所有権機関 (WIPO) などでの多国間の議論に積極的に 参画している。また、EPA³⁰についても、可 能な限り知的財産権に関する規定を設けるこ ととしている。

- 27 日本は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組み策定の必要性を提唱して以来、先 進国及び知的財産権の保護に高い志を有する開発途上国と共に、本構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。2008年6月から関係国との 間で条文案に基づく交渉を開始し、交渉には日本を始め、米国、EU、スイス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、 モロッコ及びシンガポールが参加した(模倣品・海賊版対策の取組については、第4章第2節2(2)模倣品・海賊版対策参照)。
- 28 そのほか、2012年末時点では、オーストラリア、カナダ、EU及びEU加盟22か国、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポー ル、米国が同協定への署名を終えている。
- 29 TRIPS理事会とは、TRIPS協定の実施、特に加盟国による義務の遵守を監視し、同協定に関する事項の協議を行う場。
- 30 ASEAN、ブルネイ、チリ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、シンガポール、スイス、ベトナム、タイとの 間で知的財産権に関する規定を含む協定を締結し、既に効力が発生している。